

4回目接種にかかる入所者・従事者名簿の作成・提出に関するQ&A

令和4年3月30日更新

各入力項目の入力方法・内容等については、**回答様式内の「入力要領」シート**をご確認ください。

No.	Q	A
1	名簿を提出する必要がある高齢者施設等のサービス種別はなにか。	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅です。
2	デイサービスの利用者・従事者を名簿に記載してよいか。	高齢者施設等の入所者及び従事者が対象であり、デイサービス等の利用者・従事者は名簿への記載対象ではありません。
3	名簿を提出するにあたって、4回目接種の希望の有無を確認する必要があるか。	接種券を送付する対象者の把握を目的としており、今回の名簿提出においては、接種希望の有無を確認する必要はありません。接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。
4	今後入所・入職予定もしくは退所・退職予定の人については、名簿を提出する必要があるか。	入所・入職することが確定している人についてご提出いただくことは差し支えありませんが、基本的には令和4年4月1日時点で在籍されている方をご提出ください。退所・退職を予定されている人については、名簿をご提出いただく必要はありません。
5	1～3回目接種を行っていない人については、名簿を提出する必要があるか。	1～3回目接種を行っていない人についても、高齢者施設等の入所者・従事者の把握を行うため名簿のご提出をお願いします。
6	施設と病院が併設しており、前回は、施設従事者についても医療従事者として接種を行った。この場合、施設従事者の名簿を提出する必要があるか。	4回目接種についても、医療従事者として接種する見込みがある場合は、名簿をご提出いただく必要はありません。
7	1～3回目接種をまだ行っておらず、これから接種を行いたい、どうしたらよいか。	過去に当該施設の接種を行った協力医療機関等へご相談ください。 また、本市の接種予約受付期間中においてはコールセンターもしくは熊本市予約受付システムで予約を行っています。医療機関独自で予約受付を行っている場合もありますので、その場合は医療機関へご相談ください。熊本市HPに予約受付方法を含めた接種実施医療機関一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。
8	名簿を提出した全ての人の接種券が施設へ送付されるのか。	名簿にご記載いただいた方のうち、本市で3回目の接種歴が確認でき、3回目の接種日から一定期間経過した方へ順次接種券を発送します。従って、提出された名簿の全ての方の接種券が同時に発送されるわけではありません。また、入所者の方については、施設へ接種券を発送しますが、従事者の方については、施設ではなく住民票上の住所地へ接種券を発送します。
9	熊本市外の人については名簿を提出する必要があるのか。また、熊本市外の方の接種券はどうなるのか。	熊本市外の人については、本市で接種券の発行を行わないため、名簿提出の必要はありません。接種券について、現時点では、各自治体が発行を行い、住民票上の住所地へ送付する想定です。
10	名簿提出後に、入力内容の追加や変更があった場合はどうしたらよいか。	修正後の名簿を再度ご提出ください。その際に、名簿の一番右列の「再提出する際は要選択」の欄を「修正」「追加」等へ変更してください。退去等により、名簿から削除をする場合は、入力内容自体の削除は行わず、「削除」へ変更しご提出ください。提出する際はファイル名を「【施設名】名簿(4回目)○月○日更新」へ変更しご提出ください。
11	メールでの提出ができない場合はどうしたらよいか。	FAXでご提出ください。 感染症対策課ワクチン対策PT集団接種班 FAX:096-328-8666